

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにする
ための施策に関する基本的な計画（第6次）

令和6年9月

こども政策推進会議決定

目次

はじめに.....	1
第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針.....	4
1 基本理念.....	4
2 基本的な方針.....	4
(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進	
(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施	
(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進	
(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進	
(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築	
3 施策実施において踏まえるべき考え方	
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項.....	7
1 学校等における教育・啓発等の推進.....	7
(1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進	
(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進	
(3) 「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進	
(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自撮り、誹謗中傷等への対応）	
2 社会における教育・啓発の推進.....	8
(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援	
(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援	
(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援	
(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進	
3 家庭における教育・啓発の推進.....	9
(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進	
(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援	
(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発	
(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発	
(5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策	
(6) 青少年の利用を前提とした情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）	
4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等.....	11

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援	
(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	
5 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進	11
第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項	12
1 フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進	12
(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底	
(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底	
(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及	
(4) その他の利用率向上のための検討	
2 利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進	13
(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	
(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援	
(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	
(4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発	
3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等	14
4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究	14
第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	14
1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援	14
2 ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援	15
(1) モデル約款策定等の体制整備等の支援	
(2) SNS事業者等による自主的取組の促進	
(3) 効率的かつ円滑な活動への支援	
3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援	15
4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援	15
第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項	15
1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進	16
(1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止等に向けた事業者による主体的な取組の推進	
(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進	
(3) インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進等	

(4)	SNS 上の子供の性被害につながるおそれのある書き込み等に対する注意喚起・警告活動の推進	
(5)	インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害の防止に向けた取組の推進	
(6)	捜査等のための良好な協力関係の構築推進	
2	青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進	17
(1)	インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応	
(2)	インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援	
3	迷惑メール対策の推進	17
(1)	法の着実な執行その他の総合的な対策実施	
(2)	国際連携の推進	
(3)	チェーンメール対策の周知啓発	
4	国内外における調査	18
(1)	有害情報等の社会的影響の調査	
(2)	諸外国の取組の調査	
第6	推進体制等	18
1	国における推進体制	18
2	地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制	18
3	国際的な連携の促進	18
4	基本計画の見直し等	19

はじめに

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビ等、様々な機器を通してインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線 LAN の利用環境も拡大するなど、インターネット利用の敷居はますます低くなり、誰もが手軽にインターネットを利用することができる。

しかしながら、インターネット上には、青少年の健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きている。児童買春や児童ポルノを始めとする SNS に起因する事犯の被害児童数も依然として高水準にあり、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害（自画撮り被害）も問題となっているほか、青少年が SNS 上における「闇バイト」等情報をきっかけに重大な犯罪に加担する事案等、SNS をきっかけとした事件も発生しているところである。また、近年では、幅広い世代におけるインターネットの利用、スマートフォンや生成 AI の普及を背景に、SNS 等のプラットフォームサービスにおける、生成 AI の利用により生成されたものを含めた、巧妙な偽・誤情報の流通や拡散に伴う社会的な影響も深刻化している。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及促進等の措置を講じることなどを目的として制定された。平成 30 年 2 月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られてきた。

青少年インターネット環境整備法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、これまで 4 度の見直しが行われ、見直しの都度、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題に対して、様々な検討が行われてきた。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 5 次）」（令和 3 年 6 月 7 日子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「第 5 次基本計画」という。）では、取組の方向性の柱として、①法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進、②青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、③ペアレンタルコントロールによる対応の推進、の三つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。第 5 次基本計画の下、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあん

しんネット・新学期一斉行動」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域においてインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座が開催され、更に、携帯電話事業者や SNS 事業者等の事業者団体による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至っている。

令和 5 年 4 月には、こども家庭庁が発足し、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 9 条第 1 項に基づき「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日）が閣議決定された。同大綱第 3 の 1（7）においては、次の記述がなされている。

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報^{※1}も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進^{※2}、ペアレンタルコントロール^{※3}（保護者がこどものライフサイクル

※1 大綱の注釈では、以下のとおり記載されている。

法令上は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）第 2 条において、「『青少年有害情報』とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義されており、下記が例示されている。また、「青少年」とは、18 歳に満たない者と定義されている。

- (1) 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- (2) 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- (3) 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

※2 大綱の注釈では、以下のとおり記載されている。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）の平成 30 年改正を受けて、フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進をしており、

- (1) 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底
- (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

に取り組んでいる。なお、同法第 3 条第 3 項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」とされていることに留意が必要である。

※3 大綱の原文では、括弧内は注釈で書かれている。

を見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。）による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

この記載を踏まえ、また、こども施策の基本理念（こども基本法第3条）において「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされていること、及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）第3章5（5）において、「オンラインゲームやSNSなど、デジタル空間を居場所と感じるこども・若者も多くなっている」と指摘されていることにも留意し、インターネットに対する青少年の視点や意見を尊重しつつ施策に取り組んでいく必要がある。

このような青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化及びこれまでの取組の結果並びに「こども大綱」を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、第5次基本計画を見直し、新たな基本計画を策定する。

第6次の基本計画において特に留意すべき取組の観点は、次の3点である。

- ① 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進
- ② フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進
- ③ 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

政府は、この新たな基本計画に基づき、地方公共団体とともに官民連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進する。

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1 基本理念

青少年インターネット環境整備法第3条は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

2 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進

従来、青少年が、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援することとしてきたが、近年、スマートフォンや1人1台端末等ICTが普及していること、インターネット利用が低年齢化していることを踏まえ、「賢く正しく使う（利活用）」という方向性で、従来の取組に加えて、ICT利活用の重要性を念頭に置いた教育・啓発の推進など、青少年によるインターネット利活用をより促進する。

(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進

インターネットの利用が低年齢化していることを踏まえ、保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化等の青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。また、特定サーバー管理者^{*}(SNS事業者等)について、その管理する特定サーバーにおける青少年有害情報の閲覧防止措置等に努めるよう啓発する。

(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

インターネット利用者である国民一人一人が、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的な PDCA サイクルの構築

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットの特性を踏まえ、関係事業者において、実効的な PDCA サイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応するよう啓発する。

3 施策実施において踏まえるべき考え方

上記の基本的な方針に基づく各施策については、青少年が安全に安心してインター

^{*} 青少年インターネット環境整備法第2条第11項では、「インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバーを用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者」と定義されている。

ネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の6つの考え方を踏まえて実施する。

① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

② 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、その利用の適切な管理等の役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年の利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がその責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

③ 青少年の利用を前提とした施策の推進

青少年がスマートフォンや1人1台端末等を利用するのは当たり前の時代になっていることを踏まえ、安全性を追求するあまり「危険だから使わせない」と過度な制限に向かうのではなく、フィルタリング等による技術的保護措置による安全性の確保に留意しながら、「賢く正しく使う（利活用）」を前提とした施策を推進する。

④ 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。一方で、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルを防ぐための取組を推進する必要がある。

⑤ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑥ 有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

1 学校等における教育・啓発等の推進

(1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、情報モラル教育の推進に係る e-learning プログラムの作成等を行う。

また、青少年の健全育成を図るため、ネットの利用に関する「親子のルールづくり」等を推進するための PTA 等と連携した保護者向けシンポジウムの開催等の取組を推進する。

加えて、ICT を適切に使いこなす力を育てることを前提とした施策を推進する方向性を踏まえ、ICT リテラシーの向上とともに、情報モラルの向上に向けた取組を推進する。また、1人1台端末を家庭に持ち帰って活用することは、家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点からも有効である一方で、児童生徒が深夜に端末を利用するなどの不適切な端末利用やトラブル防止等の観点から、端末持ち帰りの際にも機能するフィルタリングソフトの導入や、教育委員会や学校による適切なフィルタリング設定及びフィルタリングに関する学校の要望を柔軟に反映させる仕組みや体制の整備も必要である。また、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを児童生徒へ指導することや、児童生徒・保護者・教職員との間で共有することが重要であり、引き続き、こうした取組の促進を図る。

(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、「e-ネットキャラバン」等の官民連携した青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用（自殺誘引等情報などの不適切な内容を書き込まないことを含めた SNS の適正な利用やフィルタリング等の技術的手段の適切な利用を含む。以下、第2の各項目において同じ。）に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

加えて、低年齢層のこどもの保護者向け啓発資料を作成し、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能等の技術的手段の利用も含め、幼稚園や保育所、

認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層のこどもの保護者に対する周知・啓発活動を推進する。

(3) 「ネット上のいじめ」、メンタルヘルスに対する取組等の推進

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)等を踏まえ、SNS 等を通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっていることや、諸外国において、SNS の利用から外見に関する劣等感を持ち摂食障害やうつ病などのリスクを抱える問題も起きている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進(自画撮り、誹謗中傷等への対応)

インターネット上の違法・有害情報に対する制度的見直し等の対応がなされたことも踏まえ、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集や青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座等において、情報「発信」を契機とするトラブルに関する内容を扱い、また、インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行うなど、関係府省庁、関係団体・事業者が連携し、青少年・教職員・保護者等に対する、発信側・受信側の両面におけるこの問題への取組を推進する。

2 社会における教育・啓発の推進

(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等(学校以外の教育従事者を含む。)による教育・啓発活動について、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるような官民連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援

ウェブサイト等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラクティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、官民連携した青少年、教職員、保護者等に対する啓発講座や地方公共団体と連携したフォーラム等を通じ、大学生のサイバー防犯ボランティアのみならず、地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援を推進する。

(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。

また、インターネット利用者の低年齢化を踏まえて、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標の対象を低年齢層まで拡充する。加えて、インターネット上での偽・誤情報の流通・拡散、その社会的影響の深刻化、生成 AI を利用した偽・誤情報の巧妙化、生成の容易化などを踏まえ、上記の指標の分析結果を参考として、青少年の特徴を反映し、生成 AI や偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発、作成したコンテンツの効率的かつ、効果的なリーチ手法の検討、実施を図るとともに、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けて、青少年の ICT 活用のためのリテラシー向上を推進する。

3 家庭における教育・啓発の推進

(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進

保護者がその責務を適切に果たすことができるよう、保護者が青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）の普及啓発を官民が連携して推進する。

(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組への支援

インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化を踏まえ、家庭における適切な生活習慣の定着を図り、また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、家庭等でのインターネットの利用に係る「親子のルールづくり」、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能の活用によりスマートフォン等を安全に利用するための方法、SNS等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、こどものインターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネット・リテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発

関係団体・事業者と連携し、容易化されたフィルタリング設定及びカスタマイズ機能についての青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する。

(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話・スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段（ペアレンタルコントロール機能）について適切に活用できるよう、携帯電話事業者、携帯電話等の製造事業者及びOS開発事業者と意見交換しつつ、周知啓発を更に推進する。

(5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策

低年齢層においては、スマートフォンの専用率が低く保護者の端末を借りて利用していることにより、フィルタリングがかかっていない状態であることが多いという実態を踏まえ、フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスを利用するなど、ペアレンタルコントロールにより対応することについて、青少年や保護者への啓発資料、インターネットに関するメディア・リテラシーの育成のための保護者向けの教材に記載することなどにより啓発し、家庭における取組を支援する。また、携帯電話事業者においては、各社ともに親子でのスマートフォン共用を想定してウェブ・カタログでの情報提供を行う。MVNO（仮想移動体通信事業者）においては、低年齢層の子と共有する場合を考慮した重要事項説明書等への注意喚起など、契約手続時に保護者がフィルタリングの必要性を認識できるよう取り組む内容が「MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（2021年8月改定）に追記されたことを踏まえた対応を行う。

(6) 青少年の利用を前提とした情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに関する予防法等について普及啓発を進めるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置について、青少年がスマートフォン等を利用するのは当たり前の時代になっていることに伴い、保護者側の取組だけでは限界があるため、事業者の自主的な取組を更に促進する。

4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援

情報活用能力を定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

インターネット利用環境が変化する中で、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮する。

また、低年齢層のこどもを持つ保護者等の主体的な取組を促進・支援する。このため、オンライン形式で活用できる啓発資料の作成に向けた検討やインターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性が高く、社会の変化に柔軟に対応できる啓発・支援の在り方の検討を推進する。

さらに、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、低年齢層のこどもの保護者も対象に含めた継続的な調査を実施する。

5 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「秋のこどもまんなか月間」や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる卒業・進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、引き続きフィルタリング等の利用の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

1 フィルタリング利用を促進し、その水準を維持する取組の継続的な推進

(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底

フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率[※]が高い水準で推移するよう、改正青少年インターネット環境整備法に基づく携帯電話事業者及び携帯電話販売代理店によるフィルタリングサービス提供義務及び有効化措置義務の実施を徹底する。また、その実施状況の把握に努めるものとする。

(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底

フィルタリング加入率及びフィルタリング事業者設定率が高い水準で推移するよう、改正青少年インターネット環境整備法に基づく携帯電話事業者及び携帯電話販売代理店による青少年確認義務及び説明義務等の実施を徹底する。また、その実施状況の把握に努めるものとする。

さらに、同法に基づき、保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があることや、フィルタリングサービスの内容及びフィルタリングサービスの有効化措置の必要性等について、関係事業者による周知啓発を実施する。

(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリング

[※] フィルタリングサービスへの加入申出者が携帯電話サービスの契約とセットで購入した携帯電話端末等について、携帯電話事業者が契約時にフィルタリングの設定を実施した割合。

を提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

(4) その他の利用率向上のための検討

青少年やその保護者に対する、より効果的なフィルタリングの利用やカスタマイズ機能に関する普及啓発の方策を検討する。

2 利用を前提とした青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた技術的な青少年保護に係る取組の推進

(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組

インターネットを「賢く正しく使う（利活用）」を前提としつつ、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、新たなサービスや伝送技術等も踏まえ、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者等が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。

(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援

インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）等が通報を受けた違法情報等について、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援する。

また、フィルタリングによって、青少年にとって必要な情報まで閲覧を制限されることがないように、こどもの知る権利を尊重するとともに、保護者等による多様な選択を可能とするカスタマイズ機能の利用の促進等の民間の取組を支援する。

(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応

新たな機器等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容及び必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的かつ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、新たなインターネット接続機器が一層普及することに対応して、機器等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実施方策等について、継続的に検討し、製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務や OS 開発事業者の利

用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する。

(4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発

前項において、事業者に対して新機器等へ「青少年保護・バイ・デザイン」の対応を求めているところ、事業者における対応の結果として登場した新たな機器やサービス等について、その効果を周知啓発する取組を実施する。

3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTA その他の関係団体等と連携して、啓発等を継続的に実施し、推進する。

4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

また、地域における青少年インターネット環境整備に関する取組が、自立的・継続的に行われるよう、官民連携体制の整備・構築の支援を実施する。

1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域が自立的・継続的にインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組が活性化するよう支援する。

2 ウェブサイト運営者等による青少年の利用に適した環境維持の体制整備の支援

(1) モデル約款策定等の体制整備等の支援

青少年インターネット環境整備法第 21 条に基づき、特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置をとるよう努めなければならないことを踏まえ、個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備を始めとする効果的な閲覧防止策等の取組を支援する。

加えて、自殺誘引等情報の書き込みの禁止等については、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起などの促進を図る。

(2) SNS 事業者等による自主的取組の促進

SNS 等に起因するトラブルが多発していることに鑑み、SNS 事業者等によるこれらの問題に対応する自主的取組の促進を図る。

(3) 効率的かつ円滑な活動への支援

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブル（メンタルヘルスへの悪影響への対策を含む。）について相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等が、青少年のインターネットの利用環境の急速な変化も踏まえ、教育・普及啓発、人材育成等の活動をより活性化し、多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間の連携を強化することを一層支援する。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、SNS 事業

者等の主体的な取組の支援、インターネット上の児童ポルノ等の違法情報等の削除に関する対応依頼や被害に関する相談体制の整備等を総合的に推進する。

1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害等の抑止対策の推進

(1) SNS 等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止等に向けた事業者による主体的な取組の推進

SNS 等に起因する事犯の取締りを推進するとともに、SNS 事業者等による主体的な被害防止対策により、児童ポルノ、児童買春などの被害に直結するような投稿に対する有効な取組が推進されるよう、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、無届け等悪質な出会い系サイト事業者や、出会い系サイト上で児童に対する禁止誘引行為を行った者等に対する取締りを推進するとともに、これらの罪を犯した者に厳正に対処する。

(3) インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進等

インターネット上に氾濫する違法情報等への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンター（警察庁委託事業）において、インターネット利用者等から違法情報、重要犯罪密接関連情報（「爆発物・銃砲等の製造に関する情報」、「犯罪実行者募集情報」等）及び自殺誘引等情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を推進する。

また、サイバーパトロールセンター（警察庁委託事業）において、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

(4) SNS 上の子供の性被害につながるおそれのある書き込み等に対する注意喚起・警告活動の推進

SNS に起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある書き込み等をサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進する。

(5) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等による子供の性被害の防止に向けた取組の推進

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日、犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童買春・児童ポルノ等に

よる被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、新設された性的姿態撮影等処罰法第2条の性的姿態等撮影罪や刑法第182条の面会要求罪等の罰則の適用なども通じて、インターネット上の子供の性被害防止に向けた取組を推進する。

また、被害児童を保護・支援するとともに、青少年がこれらの事犯の加害者となることの未然防止も図る。

(6) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

2 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が人権相談をしやすいよう、引き続き、専用相談電話「こどもの人権110番」、全国の小中学生に配布する便箋兼封筒「こどもの人権SOSミニレター」、インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS-eメール」、「LINEじんけん相談」等による相談対応を推進する。

また、人権擁護の観点から、青少年のインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた人権啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報及びICTを活用した相談窓口への誘導強化（自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。）を推進する。

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、事案に応じてプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

3 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

(2) 国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

(3) チェーンメール対策の周知啓発

青少年が受け取ってしまうことのあるチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

4 国内外における調査

(1) 有害情報等の社会的影響の調査

青少年有害情報等の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援するとともに、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施する。

(2) 諸外国の取組の調査

必要に応じ、青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

第6 推進体制等

1 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、こども政策推進会議を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

3 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信する

とともに、各国の取組に関する情報交換を進める。

特に令和3年5月に採択された経済協力開発機構（OECD）の「デジタル環境下の子供に関する勧告」やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

4 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に一度、具体的な施策の取組状況について、PDCA サイクルを意識して、実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施する。

また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインターネットの利用環境をめぐる諸情勢の変化、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況、主要各国における最近の対策の動向等を踏まえ、法令改正の要否も含め、関係省庁等が連携して具体的な方策の検討を進めるとともに、3年後を目途に基本計画を見直すものとする。その際、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講じることとする。